

## 島根県青少年の健全な育成に関する条例新旧対照表

(第4条関係)

改正後	改正前
<p>島根県青少年の健全な育成に関する条例</p> <div style="text-align: center; border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 10px auto;">                     昭和40年3月26日                      島根県条例第21号                 </div> <p>目次 〔略〕</p> <p>第1条～第9条 〔略〕</p> <p style="text-align: center;">(図書類自動販売等管理者の設置)</p> <p>第10条 〔略〕</p> <p>2 図書類自動販売等管理者は、次に掲げる要件のいずれにも該当する者でなければならない。</p> <p>(1) 未成年者_____でないこと。</p> <p>(2)・(3) 〔略〕</p> <p>(4) <u>前号の義務を適正に履行することができる者であること。</u></p> <p>第11条～第32条 〔略〕</p>	<p>島根県青少年の健全な育成に関する条例</p> <p>目次 〔略〕</p> <p>第1条～第9条 〔略〕</p> <p style="text-align: center;">(図書類自動販売等管理者の設置)</p> <p>第10条 〔略〕</p> <p>2 図書類自動販売等管理者は、次に掲げる要件のいずれにも該当する者でなければならない。</p> <p>(1) 未成年者、<u>成年被後見人又は被保佐人</u>でないこと。</p> <p>(2) 管理を行う自動販売機等の設置場所と同一の市町村内に住所を有する者であること。</p> <p>(3) 次条第1項及び第2項に規定する図書類自動販売等管理者の義務を履行するために必要な権限を図書類自動販売等業者から付与されていること。</p> <p>〔新設〕</p> <p style="text-align: center;">(自動販売機等への有害図書類及び有害玩具類の収納の制限)</p> <p>第11条 自動販売機等により図書類又は玩具類を販売し、又は貸し付ける者及び図書類自動販売等管理者は、有害指定図書類又は有害指定玩具類をその設置し、又は管理する自動販売機等に収納してはならない。</p> <p>2 前項に規定する者は、現に自動販売機等に収納している図書類又は玩具類が第6条第1項又は第7条第1項の規定により指定されたとき(新たに第6条第2項各号に掲げる図書類又は第7条第2項第1号に掲げる玩具類に該当することとなったときを含む。)は、直ちに当該図書類又は玩具類を当該自動販売機等から撤去しなければならない。</p> <p>3 〔略〕</p>

第12条～第32条 〔略〕

附 則 〔略〕

附 則 〔略〕